

受動喫煙対策の自治体への影響評価

研究分担者 姜 英 産業医科大学産業生態科学研究所 講師

研究要旨

本研究は、改正健康増進法の施行に伴う地方自治体の敷地内禁煙の実施状況とその継続的な効果を評価することを目的とした。主要な 166 自治体を対象に郵送調査を実施し、一般庁舎と議会棟・フロアにおける建物内・敷地内禁煙の実施状況、勤務時間内の喫煙制限、本庁舎でタバコの販売状況、公衆喫煙所の把握状況などを調べた。

改正健康増進法の施行により、地方自治体の一般庁舎における建物内全面禁煙は 100%に達し、敷地内全面禁煙の実施率も 13.8%（施行前）から 35.8%（施行後）に増加したが、施行から 5 年が経過した 2024 年度末時点で 39.8%にとどまり、大きな進展がなかった。議会棟・フロアの 16.9%（28 自治体）は現在も建物内に喫煙専用室を設置している。敷地内全面禁煙を実施している自治体では、勤務時間内の喫煙禁止やタバコ販売の抑制も併せて行われている傾向があった。中央省庁においても敷地内全面禁煙を実施している施設は 18.2%と少なかった。今後、自治体や中央省庁における敷地内全面禁煙のさらなる推進に向けて、制度整備や地域との協調、職員への禁煙支援、インタビュー調査を通じた阻害要因の把握が重要である。

A. 研究目的

わが国において平成22（2010）年2月、厚生労働省健康局長より発出された「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）では、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と述べられた。その後、平成24（2012）年10月には「徹底」を促す再通知もあり、喫煙室を廃し、建物内を全面禁煙とする地方自治体が増え始めたが、喫煙室を残している地方自治体も多かった。

2018年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2019年1月24日に屋外における受動喫煙の配慮義務、同年7月1日より「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設（学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政

機関の庁舎）」では「敷地内禁煙」とされた。そのため、自治体の行政機関の庁舎（以下、一般庁舎）は100%「建物内全面禁煙」となり、一部の自治体では議会棟・フロアと屋外でも喫煙を禁止する「敷地内全面禁煙」が実施された。

本研究は健康増進法の改正による自治体の「建物内全面禁煙」「敷地内全面禁煙」の状況を調査し、その継続効果を評価することを目的とした。

B. 研究方法

主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、20 政令市*、23 東京特別区）に新たに中核市または中核市の候補市である 45 自治体を加えて、合計 166 自治体に調査票を郵

送し、以下の内容を調べた。

建物内・敷地内全面禁煙の実施状況

警察本部（都道府県）と消防局（市・特別区）

の建物内・敷地内全面禁煙の実施状況

特定屋外喫煙場所を設置している場合、

コロナの影響で閉鎖している状況及び

今後再開する予定の有無

勤務時間内の喫煙制限の実施状況

本庁舎内でタバコの販売状況

職員の喫煙率（男女別と全職員）

公衆喫煙所の場所の把握と公表の状況

（2024 年度追加）

*道府県庁所在市の 15 政令市と以下の 5 政令市

川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市

さらに、厚生労働省などの中央省庁の 47 施設にも同様な調査を行い、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所の設置）について郵送で調査票を用いて調べた。

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

全国の主要な 166 の地方自治体の一般庁舎は改正健康増進法の施行前後で屋内喫煙室（黒い部分）はゼロになり、法律で求められている敷地内全面禁煙を実施したのは 22 自治体(13.8%)から 57 自治体 (35.8%) に増え、2024 年度は 66 自治体 (39.8%) に増えた。その一方で、100 自治体 (60.2%) の一般庁舎には特定屋外喫煙場所

が設置されていることが分かった（図 1）。

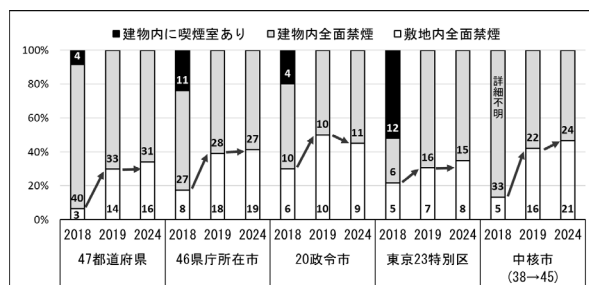


図 1. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2024 年度の喫煙対策の変化は以下の通りである。

中野区：2024 年 5 月の新庁舎に移転に伴い、一般庁舎と議会が敷地内全面禁煙

尼崎市：2025 年 1 月より屋外喫煙場所を撤去、一般庁舎と議会が敷地内全面禁煙

島根県：警察本部は 2019 年 7 月に敷地内全面禁煙後、2024 年 7 月に屋外喫煙場所を再設置

春日部市：2024 年 1 月の新庁舎に移転に伴い屋外喫煙場所を設置、一般庁舎と議会は建物内禁煙に

一方、2024 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況を図 2 に示す。一般庁舎、議会棟・フロア、消防局が敷地内全面禁煙の自治体は全体の 4 割未満で、警察本部の敷地内全面禁煙が最も進んでいるが、53.2%にとどまっている。議会棟・フロアの 16.9%（28 自治体）は建物内に喫煙専用室を設置している。改正健康増進法の施行後、大きな変化はなかった。

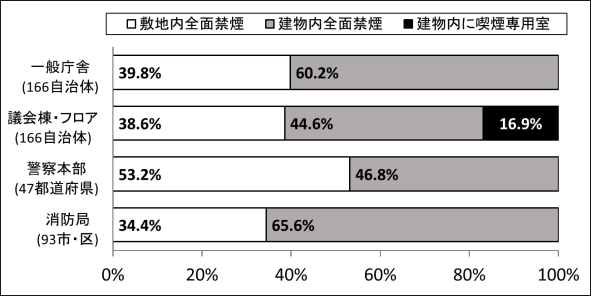


図 2. 2024 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況の変化

特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体について、敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を撤去）を達成するために必要な対策を調査した結果を図 3 に示す。

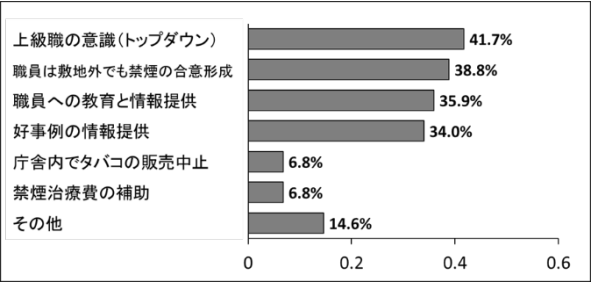


図 3. 敷地内全面禁煙を達成するために必要な対策

清掃作業中の喫煙禁止

特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体のうち、喫煙場所の清掃のために、喫煙禁止時間を設けている自治体は 2023 年度と同様に、わずか 4 自治体（4.0%）で、その喫煙禁止時間の詳細は以下の通りである。

長野市： 8：30～ 9：00（30 分）

福井県： 8：30～12：00（3.5 時間）

高知市： 9：00～ 9：30（30 分）

群馬県： 14：15～14：30（15 分）

勤務時間内の喫煙規制

166 の自治体のうち、勤務時間内の喫煙を禁止

しているのは 70 自治体（42.2%）であった。敷地内全面禁煙の 66 自治体のうち、勤務時間内の喫煙を禁止している 46 自治体（69.7%）に対して、特定屋外喫煙場所がある 100 自治体のうち勤務時間内の喫煙を禁止している自治体は 24 自治体（24.0%）で、統計的に有意に低く（ $P<0.01$ ）、特定屋外喫煙場所を残している自治体は勤務時間内の喫煙を容認する割合が高いことが分かった（表 1）。

表 1. 166 の自治体の敷地内禁煙の実施状況と勤務時間内の喫煙規制（2024 年度）

禁煙実施状況	勤務時間内の喫煙規制			計
	喫煙禁止	自粛・節度ある喫煙	規定なし	
敷地内全面禁煙	46（69.7%）	16（24.2%）	4（6.1%）	66
特定屋外喫煙場所あり（建物内禁煙）	24（24.0%）	50（50.0%）	26（26.0%）	100
計	70（42.2%）	66（39.8%）	30（18.1%）	166

一般庁舎におけるタバコの販売状況

166 の自治体のうち、一般庁舎におけるタバコの販売を行っていない自治体は 72 自治体（43.4%）、売店・コンビニ・自動販売機などで販売を行っている自治体は 94 自治体（56.6%）であった。

また、敷地内全面禁煙の 66 自治体のうち、タバコの販売を行っているのは 27 自治体（40.9%）に対して、特定屋外喫煙場所がある 100 自治体のうちタバコの販売を行っているのは 67 自治体（67.0%）で、統計的に有意に高く（ $P<0.01$ ）、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かった（表 2）。

表 2. 166 の自治体の敷地内禁煙の実施状況と一般庁舎のタバコの販売状況（2024 年度）

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	27 (40.9%)	39 (59.1%)	66
建物内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)	67 (67.0%)	33 (33.0%)	100
計	94 (56.6%)	72 (43.4%)	166

公衆喫煙所について

166 自治体のうち、公衆喫煙所を把握している自治体は 67 自治体（40.4%）で、公衆喫煙所の状況は主に自治体のホームページで公表している（49 自治体、73.1%）。20 政令市と東京 23 特別区の把握率はそれぞれ 80.0%と 87.0%で最も高かった（図 4）。

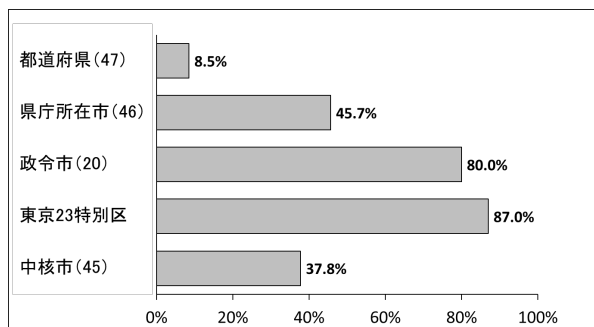


図 4. 2024 年度自治体の公衆喫煙所の把握状況

中央省庁の敷地内全面禁煙の実施状況

厚生労働省などの中央省庁の 47 施設のうち建物の管理権原を有しているのは 22 施設（46.8%）であった。22 施設のうち、敷地内全面禁煙を実施したのは厚生労働省、厚生労働省中央労働委員会、気象庁、会計検査院の 4 施設（18.2%）であった（図 5）。

建物内全面禁煙の 18 施設（81.8%）のうち、14 施設（63.7%）は特定屋外喫煙場所を設置しており、3 施設（13.6%）は敷地内の屋外の管理権原を有しておらず、1 施設（4.5%）は屋外を有していないため該当しなかった。

ル整備といった、事前準備を伴う包括的な対

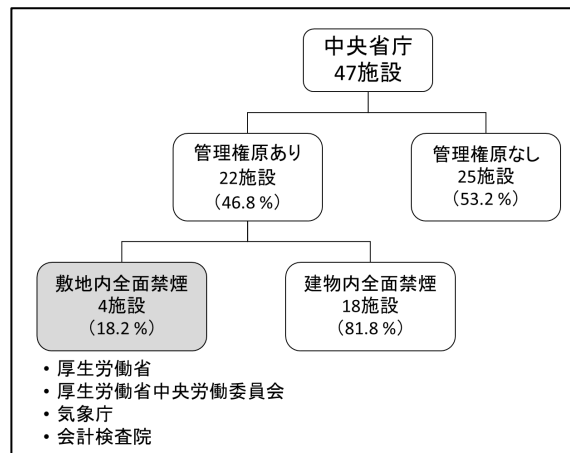


図 5. 中央省庁の一般庁舎における禁煙実施状況

D. 考察

改正健康増進法の施行により、地方自治体の一般庁舎における建物内全面禁煙は 100%に達し、敷地内全面禁煙の実施率も 13.8%（施行前）から 35.8%（施行後）に増加し、一定の成果が認められた。しかし、施行から 5 年が経過した 2024 年度末時点で敷地内全面禁煙の実施率は 39.8%にとどまり、大きな進展が見られなかった。議会棟・フロアについても禁煙化の遅れが顕著で、現在も 16.9%の自治体が議会棟・フロアに喫煙専用室を設置している。

また、敷地内全面禁煙を実施している自治体では、タバコの販売抑制や勤務時間内の喫煙禁止も併せて実施されている割合が高く、喫煙対策がより包括的に行われている傾向が示された。一方、敷地内全面禁煙を実施した一部自治体では、庁舎敷地外の公共空間（公園、商業施設周辺など）での喫煙が新たな問題となり、対応策として逆行的に特定屋外喫煙場所を再設置する事例も見られた。敷地内全面禁煙を円滑に実施・維持するためには、職員への禁煙支援（禁煙外来の活用など）や、敷地周辺の喫煙行為を制限するルールの整備といった、事前準備を伴う包括的な対

さらに、2024 年度の調査では、公衆喫煙所の設置場所を把握している自治体は全体の 40.4%にとどまっており、庁舎内外を問わない包括的な喫煙環境管理の必要性を示唆している。

加えて、中央省庁においても敷地内全面禁煙を実施している施設は全体の 18.2%と少なく、さらなる取組の強化も求められる。

E. 結論

改正健康増進法の施行により、地方公共団体の一般庁舎の建物内は 100%禁煙化され、敷地内禁煙を促進する効果が確認された。しかし、施行後の 5 年間で大きな進捗は見られなかった。

今後は、自治体の敷地内全面禁煙をさらに推進するために、制度的・環境的整備に加え、先行事例の共有や職員・地域住民への啓発も重要である。また、敷地内全面禁煙を達成できた自治体とそうでない自治体への質的調査（インタビュー等）を通じて、阻害要因と成功要因を把握していく必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）
なし

2. 学会発表
なし

3. その他

1) 大和浩、姜英、朝長諒. リーフレット「自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料～改正健康増進法の全面施行の効果～」.
2025 年 3 月.

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料

～改正健康増進法の全面施行の効果～



大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正(令和7年1月27日施行)

【内容】

改正健康増進法全面施行の効果ー全国自治体の禁煙実施状況の変化..... 1

資料1：官公庁の一般庁舎における禁煙実施状況..... 1

資料2：都道府県庁の建物内禁煙の経時変化、平成19(2007)～令和6(2024)年度..... 7

資料3：都道府県庁、道府県庁所在地、23特別区、政令市、中核市(候補市を含む)の禁煙状況..... 8

資料4：大阪府受動喫煙防止条例..... 12

資料5：大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正..... 14

資料6：千代田区「加熱タバコ」の路上喫煙者にも通料徴収..... 16

資料7：尼崎市たばこ対策推進条例の一部改正..... 17

資料8：横浜市公園条例の一部改正..... 18

令和7年(2025)年3月10日作成

産業医科大学 産業生体科学研究所 健康開発科学研究室

教授:大和 浩 講師:姜 英 助教:朝長 諒

改正健康増進法全面施行の効果ー全国自治体の禁煙実施状況の変化

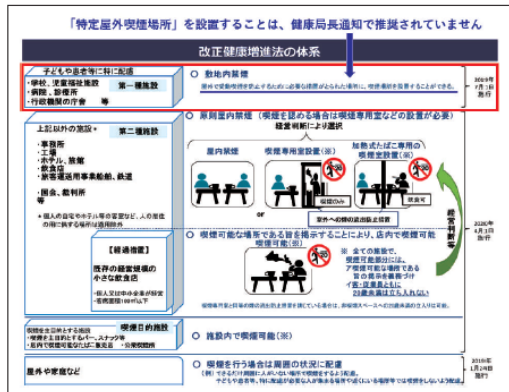
2018年7月に公布された健康増進法の一部を改正する法律(以下、改正健康増進法)が、

①2019年1月に屋外や家庭など、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

②2019年7月に第一種施設(学校・病院・行政機関等)における敷地内禁煙

③2020年4月に第二種施設(上記以外の施設)における原則屋内禁煙の三段階に分けて全面施行された(図1)¹⁾。

義務違反には、指導、勧告、命令、公表、罰則(過料)の対象となる。



*青文字、赤枠を追加

図1. 改正健康増進法の体系(厚生労働省HP「健康・医療「受動喫煙対策」より)

改正法の施行に関し、平成31(2019)年2月22日、厚生労働省健康局長通知として『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について(受動喫煙対策)が発出された²⁾。

第一種施設の特定屋外喫煙場所については、図2のように記載されている。

2 特定屋外喫煙場所(新法第28条第13号関係)

(1) 新法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうもの(以下、当該措置とは、以下のものであること。(新規規則第15条関係))

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

② 「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばバリエーション等による区画が考えられる。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

④ 当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例(別添3)を指示している(御活用いただきたい)。

⑤ 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

*赤枠を追加

図2. 第一種施設における特定屋外喫煙場所

今年度は厚生労働省などの官公庁³⁾の47団体に同様に、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙(特定屋外喫煙場所の設置)について調査を行った。回答が得られたすべての47団体のうち管理権原を有しているのは22団体(46.8%)であった(資料1)。22団体のうち、敷地内全面禁煙を実施したのは厚生労働省、厚生労働省中央労働委員会、気象庁、会計検査院の4団体(18.2%)であった。

建物内全面禁煙の18団体(81.8%)のうち、14団体(63.7%)は特定屋外喫煙場所を設置しており、3団体(13.6%)は管理権原を有しておらず、1団体(4.5%)は屋外を有していないため該当しなかった(図3)。

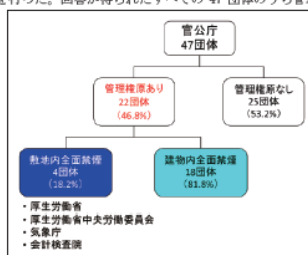


図3. 官公庁の一般庁舎における禁煙実施状況

資料1 官公庁の一般庁舎における禁煙実施状況(2025年3月10日時点)

官公庁の一般庁舎	禁煙実施状況		敷地内全面禁煙の統計	
	禁煙実施状況	禁煙実施状況(敷外)の数	敷地内全面禁煙の統計	敷地内全面禁煙の統計
内閣府	禁煙実施を有していない	敷外なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
内閣府	禁煙実施を有していない	敷外なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
内閣府	建物内全面禁煙 2018.5	1	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
内閣府	建物内全面禁煙 2018.7	1	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
官公庁	建物内全面禁煙	1	敷外なし	敷外なし
公正取引委員会事務局	建物内全面禁煙 2018.6	-	管理権原を有していない	管理権原を有していない
国家公安委員会(警察庁に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
警察庁	建物内全面禁煙 2018.6	-	管理権原を有していない	管理権原を有していない
個人情報保護委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
カジノ管理委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
労働庁	建物内全面禁煙 2018.7	-	敷外なし	敷外なし
消費者庁(財務省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
こども家庭庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
デジタル庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
復興庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
総務省	建物内全面禁煙 2018.7	2	敷外なし	敷外なし
消防庁(防衛省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
公安警察委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
法務省	建物内全面禁煙 2018.7	4	敷外なし	敷外なし
出入国在留管理庁	建物内全面禁煙 2018.4	-	管理権原を有していない	管理権原を有していない
公安警察委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
公安警察委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
外務省	建物内全面禁煙 2018.7	2	敷外なし	敷外なし
財務省	建物内全面禁煙 2018.7	2	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
総務省	建物内全面禁煙 2018.4	1	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
文部科学省	建物内全面禁煙 2018.7	1	敷外なし	敷外なし
スポーツ庁(文部科学省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
文化庁(文部科学省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
厚生労働省	敷地内全面禁煙 2022.4	なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
厚生労働省 中央労働委員会	敷地内全面禁煙 2018.7	なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
農林水産省	建物内全面禁煙 2018.7	3	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
林野庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
水産庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
経済産業省	建物内全面禁煙 2018.4	2	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
貿易産業省(経済産業省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
国土交通省(経済産業省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
建設省	建物内全面禁煙 2018.7	1	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
国土交通省	建物内全面禁煙 2018.7	1	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
国土交通省(防衛省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
気象庁	敷地内全面禁煙 2020.12	なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙
運輸安全委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
海上保安庁	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
環境省(厚生労働省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
原子力規制委員会	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
防衛省	建物内全面禁煙 2018.7	11	敷外全面禁煙	敷外全面禁煙
防衛省(防衛省に準ずる)	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない	管理権原を有していない
統計院	敷地内全面禁煙	なし	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙